

模擬国連 2025年冬会議
Position and Policy Paper まとめ A議場
<12月24日 公開>

大会フロントより

PPP の作成ありがとうございました。まとめが完成しましたので共有いたします。万が一、掲載に誤りがある場合は、質問フォームからお問い合わせください。なお、編集に際しては、以下の点をご承知おきください。

- ① 文末に議場に対する挨拶や交渉に関するメッセージが記載されていたものもありましたが立場や政策のまとめという観点から、それらは削除させていただきました。（「～と協力したい」という一般的な表現は国際協力に関する政策・方針として受け取ますが、「～と話したい、議論したい、一緒に DR を作りたい」というような表現で当日の会議行動に触れたものは交渉に関するメッセージになりうるため削除しました。）
- ② 複数回提出された場合は、原則最新のものを反映させるように努めましたが、作業が煩雑であり、本来は資料をこちらが差し替える義務はないため、仮に最新のものがまとめに反映されていなくても掲載内容の訂正は受け付けいたします。
- ③ 箇条書きや字数オーバーなど、書式のミスはフロント側に編集させてもらいました。

また、残念ながら PPP の未提出、不受理が見受けられました。全部の PPP が事前に共有できなかったことで会議の公平性が担保されず、他の参加者に迷惑がかかることがあります。その点についても、皆さんができる会議である以上、不都合や支障も含めて皆さん全体で許容していくかなくてはなりません。時間や会議行動において各自がしっかりと責任を自覚し、果たしていただくようお願いいたします。PPP 不掲載となつた大使は、初日冒頭の議長提案のモードが採択された場合は、必ず発言を希望し、その中で十分にご説明いただくようにお願いいたします。

Australia

①オーストラリアは1990年に子どもの権利条約を批准し、児童虐待や搾取の防止に取り組んできた。児童労働は法律で厳しく制限されており、国内における深刻な強制労働は比較的少ないとされている。しかし、先住民の子どもや移民家庭の子どもを中心に、教育や医療、福祉へのアクセス格差が依然として存在している。また、近年ではインターネットを通じた性的搾取や人身取引が増加しており、被害の早期発見や支援体制の整備が十分とは言えない。これらの課題を踏まえ、法制度の強化に加え、社会的・文化的背景を考慮した包括的な対策が求められている。

②オーストラリアは、児童搾取の根絶と子どもの権利保護のため、以下の三点を柱とする政策を提案する。第一に、オンライン空間における子どもの安全確保に関する国際協力の強化である。インターネットを通じた性的搾取や人身取引は国境を越えて行われ、単一国家のみでの対応には限界がある。そのため、検索機関間の情報共有、IT企業との連携、被害児童の迅速な保護を柱とした国際的な協力体制が不可欠である。オーストラリアは、自国の経験を踏まえつつ、各国がそれぞれの社会状況や文化に応じた対策を講じられるよう、子どもの最善の利益を重視した国際的な安全基準の整備と協力枠組みの構築を提唱する。第二に、社会的に弱い立場にある子どもへの重点的支援である。特に先住民の子どもは、貧困や家庭の不安定さに直面しやすく、教育や安全の面で不利な状況に置かれることが多い。そのため、文化や価値観を尊重した教育支援、家庭支援、地域主導の児童保護プログラムを拡充する。また、難民や移民の子どもに対しては、拘束を最小限に抑え、福祉と保護を中心とした人道的対応を推進する。第三に、子どもの意見表明の機会を、年齢や発達段階、安全に十分配慮した形で保障することである。政策決定や学校・地域社会において、保護者や専門家の支援のもと、子どもの声を適切に反映させる仕組みを整えることが重要である。

これらの政策を通じ、オーストラリアは子どもの権利と保護の調和を図りつつ、国際社会と協力して子どもの尊厳と安全を守る社会の実現を目指す。

Bangladesh

①バングラデシュでは経済成長の裏で児童搾取の問題が年々深刻化しており早急な対応が必要となっている。自国では1990年に「子どもの権利条約」を承認し、子どもの最善の利益を保障する国内法「こども法」も制定しているが15歳未満の少女の児童婚率が世界で最も高く少女の29%が15歳になる前に結婚している状況にある。さらに前首相により2041年までに婚姻適齢を18歳から16歳に下げる政策が取られており国内で重大な懸念が深まっている。実際にバングラデシュの児童労働は貧困が根本原因の1つで深刻であり約170万人の子ども（特に男子）が肉体労働を強いられ女子の多くは他人の家で「家事使用人」として従事し教育の機会を奪われ負の連鎖に陥り、性労働者の5人に1人が未成年であることがわかっている。政府やユニセフによって法整備や教育支援が進められているが、未だ児童搾取の根絶、子どもの権利の保護の徹底には至っていない。

②まず1つ目に児童婚対策として各国に対し、子どもの権利条約に基づき、婚姻適齢を18歳以上とする法制度を維持・強化し、例外規定の乱用を防止するための出生登録制度の整備を行うことを要請する。児童婚は少女の教育機会を奪い早期妊娠や健康被害を引き起こす深刻な人権侵害である。この政策で出生登録制度を厳格に監督することで、根本原因の1つである慣習を理由とした違法な児童婚を抑止することが可能になる。2つ目に貧困が根本原因であることを踏まえ、義務教育の無償化支援、奨学金制度の拡大、貧困家庭への現金給付を推進するように促す。義務教育の無償化支援や奨学金制度の拡充により、家庭が子どもを学校に通わせる動機を高めることが重要であり、条件付き現金給付（CCT）を導入することで、児童労働や児童婚を防止しつ

つ、持続可能な貧困削減を実現できる。また、バングラデシュはすでにユニセフ等と教育・保護分野で協力実績があるためゼロから制度を作るのではなく「既存枠組みの強化」であり、政治的・制度的に実行可能性が高いといえるだろう。そして3つ目に児童労働を削減するため、非正規部門を含む労働監査体制を拡充し、違反企業への罰則を強化することを要請する。自国では縫製業や家事労働など非正規部門において児童労働が見過ごされてきた。労働監査体制を強化し、違反企業への罰則を明確化することで子どもを雇用するインセンティブを削減できる。特に家事労働に従事する子どもは可視化されにくいため重点的な保護が必要である。実際に現在バングラデシュ最大の外貨獲得産業である縫製業は公式工場では禁止されているものの、糸切り・簡単な裁縫・検品作業などの下請・家庭内作業が子どもによっておこなわれてきた歴史がある。しかし輸出向け主要工場ではすでに児童労働なしでも稼働しており中長期的影響をみると経済全体にいい影響を与えるだろう。

Bolivia

Bolivia continues to face serious problems related to child labor and child exploitation. These problems are closely connected to poverty, inequality, and limited access to education, especially in rural and Indigenous areas. According to the research made by UNICEF, many families depend on their children's income to survive, which makes it difficult to completely stop child labor without support for households.

The legal minimum working age in Bolivia is 14. However, Bolivia's Children and Adolescents Code allow exceptions. Children aged 10 to 12 are allowed to work independently in small activities, and children aged 12 to 14 may work under a contract if their parents give permission and the work is not considered dangerous. While these rules were created to reflect real economic conditions, UNICEF and the U.S. Department of Labor have pointed out that these exceptions often allow child labor to continue without enough protection.

Recent data from the U.S. Department of Labor shows that about 8.3% of children aged 5 to 14, which is over 160,000 children, are working in Bolivia. Around 70% of these children work in agriculture, such as farming and harvesting crops. Others work in street vending, domestic work, or even mining, which is considered hazardous. Many of these jobs are part of the informal economy, meaning they are not well-regulated.

Bolivia also faces problems related to human trafficking and sexual exploitation of children, especially in urban areas and border regions. In addition, early unions and child marriage still occur, even though the legal marriage age is 18. These issues are linked to poverty, lack of education, and gender inequality.

Bolivia recognizes that child exploitation is a serious issue but believes solutions must consider the country's social and economic reality.

Bolivia believes that ending child exploitation must be done realistically and carefully. A sudden total ban does not work for families depending on their child's income, or if children move into more dangerous and invisible forms of labor. Bolivia believes that ending child exploitation must be approached realistically and carefully. According to the World Bank, the share of working children aged 7–14 in Bolivia decreased from 23.2% in 2002 to 13.9% in 2015, showing progress but also indicating that the problem remains significant, particularly in rural areas. Government and international data estimate that approximately 15% of children aged 7–14 are engaged in economic activity, with nearly three-quarters of them working in agriculture. Despite a school attendance rate of over 97%, many children combine school with labor, demonstrating that poverty and structural conditions continue to push families to rely on children's

work.

Bolivia has already taken steps to address this issue. The government operates social protection programs such as the Juancito Pinto conditional cash transfer, which encourages school attendance through direct financial support to families. Bolivia has also established a national information system for children and adolescents to improve coordination and data-based policymaking. However, enforcement of child labor laws remains weak, and hazardous forms of labor, including mining and dangerous agricultural work, continue to threaten children's health and safety.

Bolivia, therefore, proposes a gradual, three-stage approach. In the first stage, the government prioritizes the immediate elimination of the worst forms of child labor, in line with ILO Convention No. 182. Hazardous sectors such as mining must be strictly prohibited for all minors, and existing legal exceptions for children under 14 must be more carefully monitored and gradually reduced to prevent hidden exploitation. Child protection services, including shelters and emergency assistance, should be expanded to ensure that rescued children are protected and supported.

In the second stage, Bolivia addresses the root causes of child exploitation. Education must be strengthened in rural and Indigenous communities, where long distances to schools, language barriers, and teacher shortages contribute to dropout risks. At the same time, poverty reduction policies must focus on parents, through job training and employment opportunities, so families no longer depend on child income. Community-based awareness programs are also necessary to challenge social norms that tolerate early marriage or child labor. Regional cooperation with neighboring countries is essential to prevent cross-border trafficking and support victims.

In the final stage, Bolivia aims to create a sustainable system that prevents child exploitation from re-emerging. National legislation should be fully aligned with international standards, supported by a strengthened child welfare data system that enables evidence-based policymaking. Long-term investment in girls' education and leadership opportunities is essential to prevent early marriage. Expanded social protection, including child allowances and access to healthcare, is necessary to break the cycle of poverty.

Brazil

① ブラジルは、「子ども・青少年法（ECA）」に基づき、児童の権利保護を国家の重要課題として位置づけている。しかし現在も、依然として深刻な課題が存在している。児童労働については、農業、非公式経済、家事労働などの分野で貧困層の子どもが従事する例が残っており、児童労働の根絶が十分とは言えない状況である。児童婚に関しては、法制度上は16歳未満の結婚が原則禁止されているものの、事実婚や慣習的な結びつきが地方や貧困地域で見られ、特に女児の教育機会や健康に深刻な影響を及ぼしている。また、児童買春・性的搾取は、観光地を中心に発生しており、インターネットを通じた新たな搾取も課題となっている。児童の人身取引は膨大な被害は確認されていないが、監視体制と被害者保護の強化が求められている。ブラジルは、教育と福祉への投資拡大を通じ、すべての子どもの尊厳と権利を保障する社会の実現を積極的に目指している。

② ブラジルとしての政策は、ILOに対し、条約履行状況の報告書提出頻度を1~2年ごとに義務付けることを提案することだ。現在、ILOには結んだ条約に対して実施状況を確認するという報告書は存在する。従来の報告は、制度の有無や法整備の確認にとどまることが多く、実際にどれくらいの政策が実行され、児童労働が何%削減されたのかといった具体的な成果が十分に共有されていない。我が国は、政策内容・数値目標・達成度を含む詳細な成果報告を義務化することで、国際社会全体の透明性と実効性を高めるべき

だと主張する。また、ブラジル最大の所得移転プログラムであるボルサ・ファミリアを国際社会に共有し、ブラジルと似た状況の国への導入を推奨する。本制度は、就学や保健医療の利用を条件に現金給付を行うことで貧困世帯の生活を支え、教育機会の向上に寄与していく、実際にブラジル国内の何百万人もの家族が救われたとして、国際的にも評価されている。この実例は、貧困対策と児童の権利保障を同時に達成できる政策モデルとして、他国でも応用可能である。さらに我が国は、移動特別労働監査グループを通じ、児童労働や強制労働が疑われる地域への立ち入り検査を行い、違法な労働環境から未成年者を保護してきた。検査の情報が直接政府に届き、現場の実態を即座に把握し、より実効性の高い法整備や政策立案を促すことができる。このような現場重視の取り組みを国際会議で共有し、ブラジルは必要があれば、他の国へ制度を導入するにあたっての支援も積極的に行う。そして、現在未成年の定義や児童労働の基準が国際社会で統一されておらず、結果的に、2025年までの達成を目指していた Alliance8.7 の児童労働撤廃の実現は不可能になってしまった。したがって、国ごとの基準の相違による対立を防ぎ、議論をより円滑に進めるためにも、国際的な基準の統一を提案し、目標の明確化を図るべきであると考える。

Cambodia

①カンボジア政府は、子どもの権利条約（CRC）の締約国として子どもの保護に取り組む意志を示していますが、貧困の連鎖と脆弱な行政が課題となっています。十八歳以下の子供の児童労働率は約37%と言われており、ストリートチルドレンも多くいます。ストリートチルドレンは年齢を偽ったり、盜難することで生活費を工面しています。また、法律で十八歳未満の結婚は認められていませんが、18歳未満の女性の17%から20%が児童婚しているという事実も判明しています。他にも、カンボジアは、人身売買の送り出し国であると同時にベトナム少女たちの受入国、経由国となっている現状もあります。このような状況になったのには、政府による局面が大きいでしょう。約五十年前、ポル・ポト政権は始まりました。ポル・ポト率いる「クメール・ルージュ」の過激な共産化によって教員や医師などが大量に虐殺されました。この虐殺は、教育機関や教育の人材、質など多くの問題を抱えるきっかけとなりました。また、カンボジア全土に50カ所以上ある詐欺拠点（「詐欺団地」）で、犯罪組織により奴隸労働、人身売買、児童労働、拷問などの数々の人権侵害が大規模に行われていますが、政府はこれに対し意図的に目をつぶっていることがアムネスティの調査で判明しました。このような我が国は多くの児童搾取と政治の汚職を抱えています。

②我が国は、すべての「最悪の形態の児童搾取」において世界的に見ても最悪の状態にいます。そのため、我が国は根本的な廃絶をめざしたいと思っています。また、我が国では被害者が救出された後のアフターケアサービスがなっておらず、救出された人々は、しばしば劣悪な環境の入管施設で数カ月拘束されます。カンボジア当局は彼らを人身売買の被害者と認めず、国際法で義務づけられている支援を提供していません。そこで、我が国は先進国の皆様に体制構築のためのガイドブックや先進国の方々から児童労働などをさせることのない独立した国家へ向けての支援などを要請します。また、人身売買に関しては、先進国の観光客が孤児院を訪問し、寄付をすることで、施設運営者が「見栄えの良い貧しい子供」を村から買い集め、意図的に劣悪な環境に置くケースがあります。先進国の人々とともにこのようなことを防ぎたいと考えます。

Canada

Child labour is not widespread domestically in Canada due to compulsory education laws and strict labour regulations. Most youth employment occurs legally between the ages of 15 and 17, and is generally limited to part-time, non-hazardous work.

under provincial labour standards. However, Canada recognizes that child labour remains a concern through global supply chains, as Canadian companies may be linked to exploitative practices abroad, particularly in textiles, agriculture, mining, and manufacturing. In response, Canada implemented the Fighting Against Forced Labour and Child Labour in Supply Chains Act (Bill S-211) in January 2024, requiring large corporations and certain government institutions to publicly report measures to identify and mitigate forced and child labour risks, thereby strengthening transparency and corporate accountability. Beyond domestic legislation, Canada supports international efforts through an annual assessed contribution of approximately 16 million CAD to the International Labour Organization (ILO), supporting global monitoring, labour standards implementation, and technical assistance. Canada also cooperates with UNICEF and prioritizes prevention-based approaches through education and capacity-building in high-risk countries. With respect to child labour, Canada emphasizes the responsibility of developed countries to address demand-side drivers. Canada advocates for stricter regulation and transparency in global supply chains, ensuring corporate accountability for preventing child labour in operations and sourcing networks, while supporting financial assistance for education and poverty reduction as essential long term solutions.

Child marriage is rare in Canada due to compulsory education and federal legal safeguards. Under the Civil Marriage Act, marriage under the age of 16 is prohibited nationwide, while individuals aged 16–17 may marry only with parental consent. Although reported cases remain limited, Canada recognizes that child marriage disproportionately affects girls and is often linked to gender inequality, family pressure, cultural norms, and socio-economic vulnerability, including informal unions. Canada addresses child marriage through both domestic regulation and international cooperation. Internationally, Canada is committed to eliminating child marriage under the CRC, CEDAW, and SDG Target 5.3, and supports prevention-based approaches through girls' education, gender equality initiatives, and community-level programs. Regarding child marriage, Canada emphasizes strengthening enforcement capacity in affected countries, as weak implementation remains a key challenge despite existing legal frameworks. Accordingly, Canada supports capacity building measures such as training law enforcement officials, improving birth and marriage registration systems, and strengthening child protection institutions. In parallel, Canada prioritizes expanding access to education—particularly for girls—as one of the most effective tools for delaying marriage and reducing vulnerability.

Child sexual exploitation remains a serious issue in Canada, encompassing commercial sexual exploitation, physical abuse, and technology-facilitated offences. In 2023, the Royal Canadian Mounted Police (RCMP) recorded over 34,000 sexual offences against children and youth, with national data indicating that approximately 7-8% of Canadians experienced sexual abuse before the age of 15, demonstrating that exploitation extends far beyond isolated cases. These abuses ultimately result in long-term psychological trauma, disrupted education, and reduced economic participation, generating significant public costs in mainly healthcare and child protection. In response, Canada criminalises all forms of child sexual exploitation under the Criminal Code, funds specialized RCMP and provincial child exploitation units, and in March 20th, 2025, committed \$39.7 million CAD in federal funding to strengthen enforcement, prevention, and victim-support mechanisms. Moving forward, Canada seeks to expand trauma-informed

services, strengthen education and prevention programs, and modernize legal frameworks to address both physical and digital exploitation.

Child sexual trafficking represents one of the most severe forms of exploitation in Canada and is closely linked to broader trafficking patterns as well. Sexual exploitation is the primary purpose of human trafficking, with approximately 39% of victims being under the age of 18, and nearly 4,000 trafficking incidents reported between 2012 and 2022, often occurring within urban centres and major transportation routes. Canada addresses this issue through Criminal Code trafficking offences and the National Strategy to Combat Human Trafficking, emphasizing victim-centred and trauma-informed responses. To strengthen these efforts, Canada calls for enhanced international cooperation, harmonized legal frameworks, and UN-led capacity-building initiatives to address the transnational nature of child exploitation and trafficking, contributing to long-term social and economic stability by reducing public expenditures and safeguarding vulnerable populations.

Chad

我々の国では、隣国スーザン紛争による難民受け入れてきた影響で国内資源が削減され、その結果として、教師給与の未払いが発生し、8,500人を超える子どもが中等教育を受けられないことが懸念されている。また、国内の児童就業率は56%と非常に高い水準であり、そのほとんどが農業・鉱業に従事している。特に鉱業はアメリカをはじめとした先進国への輸出品で高い割合を占める貴金属を産出している。

また政府は法定婚姻年齢を16歳から18歳に引き上げたが、慣習法や貧困が原因となり、地方では依然として早期婚が常態化している。18歳未満で結婚した女性は20~24歳層の61%に達していて、児童婚とジェンダー格差による経済的損失は極めて大きく年間で実質GDP成長率を2.8%押し下げていると推定されている。加えて、農村部の少女が都市部で家事労働を強いられ、性的搾取に追い込まれる事例や、過激派組織に拉致され、戦闘員として利用されるケースが後を絶たない。

これらを通じて我々は以下のことを提案する。難民を受け入れている国に対するさらなる資金・物資での支援、教育復旧・女子教育への国際的財政・対策支援、国連軍の派遣である。我々の国は難民を受け入れることにより国内資源が削減された。それは子どもが教育を受けるうえで大きな弊害となる可能性がある。これはチャドだけの問題ではなく、難民を受け入れているイランやトルコ、コロンビアなどの国も同じである。もちろん、難民問題は受け入れ国だけの責任ではない。よって、世界中から、特に先進国であるアメリカやフランスからの物資支援を強く求める。また、国連から派遣された難民キャンプ職員が性的虐待を行ったという報告も上がっており、職員の厳しい審査も求めたい。

次に、児童婚・慣習法への対策支援を求める。政府は18歳未満の結婚を制限する法案を採択したが、古くからの習慣は児童婚に繋がり、法律だけの対策は不十分である。また、子どもが早くも結婚するケースは教育レベルとの相関が強く、チャドでは中等教育を卒業した女性の児童婚率はわずか12%だが、無教育の女性では約76.5%に達する。これらのことから、教育が児童婚予防に大きく貢献できることがわかる。そのため我々の国は世界教育機関からの人材派遣や学校設立等のための資金提供、慣習法と国家法の調和を支援する国際的技術協力を求める。また、地方指導者・宗教指導者を対象とした啓発プログラムの実施を世界的に行っていくべきである。

重ねて、近隣諸国も含めた平和維持のため、国連軍の派遣を要求する。我々の国には武装した反政府組織が複数存在し、チャド国内に限らず、子どもが誘拐されて性的

搾取や臓器売買、兵士として利用されるような人身売買も後を絶たない。それを予防する手段として国連軍を派遣してほしい。

China

①自国は歴史的な貧困削減という大きな成果を達成してきた一方で、依然として所得格差や相対的貧困といった課題を抱えている。このような背景から、農村部や貧困地域において、児童が労働や性的搾取、人身取引の対象となる事例が報告されており、子どもの権利保護は重要な課題であると認識している。

これまでの対策として、自国は児童の権利に関する条約（CRC）に批准し、関連する国内法整備を着実に進めてきた。特に人身取引対策を重視し、これを重大な犯罪として位置づけ、厳罰化を行っている。加えて、児童婚に関しては、人口比で見ても極めて低い水準にとどまっている。自国は持続可能な開発目標の目標(SDGs)の目標5に沿い、2030年までに児童結婚、早婚、強制結婚を終わらせるなどを約束しており、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）に批准している。今後も国際社会と協力しながら、児童婚の防止及び取り締まりを継続する。

②制裁や監視、調査報告のみに依存した政策は、表面的かつ一時的な解決策であり、必ずしも合理的とは言えない。これを踏まえ、自国は、各国の主権と内政不干渉の尊重、処罰よりも予防と開発を重視した根本的な解決という2つのスタンスを軸に、以下の政策を提案する。

第一に、貧困削減と教育支援の強化である。具体的には、既存の国際プログラムや国連機関を通じて資金支援や技術支援を行い、貧困の削減、教育機会の拡大、雇用創出などを促進することで、問題の根本的解決を図る。

第二に、国連薬物犯罪事務所（UNODC）を通じた各国間での連携強化である。UNODCの有する知見と国際的ネットワークを活用し、人身取引に関する加盟国の捜査・訴追能力の強化と国際協力のさらなる促進が必要である。

第三に、各国の主権と多様性を確保した啓発活動である。本議題は、文化、宗教、慣習と深く結びついており、地域社会の理解と協力が不可欠である。そのため、外部からの一方的な規範の押しつけは好ましくない。文化的背景などを尊重することで、各国の主権と多様性を確保した啓発が可能になり、より実効性のある解決につながる。

これらの政策を通じて、自国は子どもの権利保護を推進すると同時に、根本的かつ各国の主権を尊重した行動計画を策定し、国際社会に対して建設的に貢献する所存である。

Egypt

①国では5~17歳の約1.3百万人の子供が労働に従事し、うち約90万人が危険な労働環境にさらされている。特に農村部では、低所得で親の教育水準が低い家庭が多いため児童労働に関与が高くなる傾向にある。ILOの報告書によると政府の監視・取り締まりデータや実際に撤廃・摘発した件数の公開が不十分であると指摘している。自国の児童婚の現状は、約16%の女性が18歳未満で結婚した経験があった。CRCやCEDAWどちらにも批准しているが実務が追いついていない。また名誉の殺人は名誉の文化が残っていることが原因である。課題は犯罪を発見した際の執行、根強く残る意識の改革である。自国では地理的、経済的、宗教的背景により特殊な児童搾取が起こっている。湾岸諸国など富裕層の男性によるサマーブライトでのエジプト人少女の人身売買及び、性的搾取やウルフィ婚による性的搾取などが横行している。人身取引報告書（Trafficking in persons report）ではtier2に昇格したが、実際には米国による救助停止や世界銀行からの貸出停止を阻止するために摘発件数の増加を優先し、根本の解決となる犯罪組織の特定や逮捕は行われていない。難民や移民の児童搾取では、EUとCash for Migration Controlを提携したことにより難民への拘束が強化され、警察に被害について届け出る

ことが難しい。実際に被害報告書の99%がエジプト人であった。しかしEUによる支援により、経済状態向上によるサマーブライドなどの国民の性的搾取を減少できる可能性もある。人身売買では出身国、中継国、到着国の全ての要素を持ち合わせており、要因として地理的、経済不安定などが挙げられる。

②児童労働を即時に撲滅する対策として既存の条件付き給付のシステムの変更を行う。給付対象である家庭を把握するために条件を果たしているのか報告書の提出を義務付ける。また、児童労働によって生産された製品を購入した企業は責任として、生産した地域に改善努力の援助を要求する。児童婚をなくすために自国では先ほどの条件付き給付の条件に結婚をさせない、という文言を付け加える。また名誉の殺人においては政府や司法が、文化ではなく犯罪であることを主張し、行った家庭に刑罰則を科す。そして国家が責任を持ち子供が暴力や殺人から逃れるために法的保護できる場所を設置する。性的搾取、人身売買に関し以下の政策を提案する。湾岸諸国を含む国々の域外適応の導入、結婚登録のデジタル化、ファイアウォールの設置、被害児童の救済基金への強制拠出である。様々な形の基金支援の組織が存在するが、今回提案するものは加害国による責任追及も含め、搾取が確認された場合に加害者の国籍国による基金支援（児童回復費用）の増額を要求する。これにより資金負担の平等化も測る。

Ethiopia

Our country, the Federal Democratic Republic of Ethiopia, is working towards creating a safe environment where children can have access to quality education and are not forced to work in harsh environments. Despite our efforts to resolve these issues, progress has been slow, and there are still many issues that need to be solved. Some of the major issues are child labour, exploitation, and a lack of quality education.

Right now, twenty-four percent of children aged between five and fourteen are forced to participate in child labour, and forty-two percent of children between the ages of fifteen and seventeen are engaged in hazardous labour. The sector that participates the most in child labour is agriculture, with seventy-six percent. We are also struggling to provide a safe environment of kids on the internet. Ten percent of teen internet users experience online sexual exploitation, with three hundred thousand kids affected just in the last year. Education is also a huge contributor. The enrollment percentage for primary education is ninety percent. Despite the primary education being free, primary completion is below the universal average, and many students drop out due to reasons like not being able to afford the extra expenses of education, and child labour. Also, as children grow, fewer and fewer children go to school, resulting in low enrollment rates for higher education, with forty percent in secondary education and less than ten percent in tertiary education.

Short term measures focus on immediate care and attention. The government should strengthen child protection laws and ensure rigorous prosecution of offenders involved in labor exploitation, child marriage, trafficking, or sexual abuse. Safe shelters, medical care, and psychological support should be provided for victims, while emergency community-based monitoring networks can detect abuse early. Cash transfer programs for vulnerable families can immediately reduce the risk of child labor.

As for medium-term measures, they will expand access to free and compulsory education, which is essential to keep children out of exploitative situations. Life skills programs can prepare for income-generating opportunities. Simultaneously, the

government should strengthen data collection on child exploitation.

Long-term measures target sustainable change. This includes full integration of international conventions, such as the UN Convention on the Rights of the Child and relevant ILO conventions, into domestic law, ensuring consistent enforcement. International cooperation with neighboring countries and NGOs will help monitor and combat trafficking networks and provide support systems for affected children.

France

①我々フランスは現状、児童搾取についてかなり厳しい見解を示している。

児童婚については、児童婚を宗教に基づく文化的営みの一環として容認するイスラム圏からの移民の増加により近年問題視されている。フランスとしては、子供の自由意志を身体的・精神的安全はいかなる習慣に優先されるとして民法 144 条での結婚可能年齢の制定や家庭内暴力の一類型と定めることにより刑法 222 条での処罰も制定されている。また、児童労働に際しては「子供は労働者ではなく、学ぶ主体である」という国際的合意に基づき規制を行っていますが、移民の流入やさまざまな要因から取締や摘発が不十分であるというのが現状である。

さらに児童人身取引、売春、ポルノの問題においては国内法で制定されているが、SNS の普及や手口の巧妙化により複雑化され、発見・摘発が困難になっており、特に家庭から切り離された子供や不法移民・難民の未成年が主に被害を受けている。

②我々フランスは「人権宣言の国」として、児童保護に関する国際的法立的枠組の構築に注力してきました。現在、様々な地域、民族間での対立が深まる混沌の世であり、SNS の普及や我々を取り巻く環境、国際情勢の変化に際して既存の法的枠組みからのアップデートが必要だと深く感じています。

短期的な政策に関しては今救える者を救うという事に重きを置き、巡回や監視の強化、通報手続きに関する選択議定書やその他で示されている、国連への直接通報の整備などが挙げられます。加えて SNS の普及により複雑化する搾取の迅速な発見に努める為、企業との連携や、即時保護への国際的プロトコルの作成を求める。

中期的な政策としては、搾取に陥らせない社会構造を構築する事を目標に掲げ、児童搾取に対して強い懸念を示す我が国民の意思を尊重する姿勢を取ります。現在深刻化する流入数の増え続けている児童搾取的な行為を文化の一環として容認する移民に対し移民の受け入れ数を産出国の児童保護実績と連動させる方針を提案します。我々として受け入れるはいいものの自国民の生活の安全確保が難しくなるようであれば、排除も辞さない方針です。

長期政策としては、児童搾取が成立しない社会を構築することを目標に掲げ、我々フランスは責任の帰属を求めるだけでなく、その責任を果たせる能力を各國が持つことを支援する方針を掲げます。児童搾取を貧困と身勝手が生み出す社会的失敗と認識し、移民出産国や発展途上国に対し、国際的合意に基づく児童保護省庁や専門機関の設立、教育システムへの長期投資を行い、児童婚・移動労働が合理的選択になり得ない環境づくりに注力する方針を掲げます。

Germany

ドイツは子どもの権利条約およびその各選択議定書をはじめ、多くの今議題に関連する条約を批准しており、子どもの権利の保護について国際社会で積極的に訴えてきた。今会議のゴールとなっている児童労働、児童婚、児童売春・性的搾取、人身取引のいずれについても刑法をはじめとする国内法で規定が定められており、法制度の面では十分な対応が整っているといえるだろう。しかし、検挙数が少なくないものもあり、完全にこ

これらの問題が無くなっているとは言えないのが現状である。特に、児童性的虐待事案は2023年に約16375件登録されており、増加傾向にある。以上の背景から、ドイツは今会議で、各国による国内法の整備およびその後の予防のそれぞれに焦点を当て、以下の政策を提案する。

第一に、今回議論する各分野について、国際法の内容に基づいて、各国には国内法の整備を行うことが求められる。国際的に定められた合意や基準があるとしても、その実施には国内の制度整備が必要である。また、我々は国内での制度整備が不十分なために、国際法で定めた目標や基準が達成されないことに懸念を抱いており、各国による国内法の整備が重要だと考える。

第二に、定義の統一である。「搾取」「子どもの同意」などといった点に関しては国際的な定義や基準が不明確となっており、これが子どもの権利の侵害を助長する恐れもあると考えている。今会議でこういった定義が曖昧な語の定義を統一することで、着実に子どもの権利の保護を各国が行えるようになると考えられる。

第三に、問題が国境を越えて発生した場合の対応についてである。児童婚や人身取引等は国境を越えて発生するケースも見られており、その場合の対応については国際社会でガイドラインを定め、そのガイドラインに従って国際的に対応していくことが必要になると考える。

第四に、移民・難民等社会的に弱い立場にある人々・家庭への支援である。児童搾取の背景として排除・孤立といった側面もあることから、社会的に弱い立場にある人々・家庭への支援によって今回掲げるゴールへより近づくことができると考えられる。

さらに、被害児童の保護・回復に重点を置き、医療・心理的支援、法的支援の他保護施設や社会復帰の支援を行い、通報・協力を可能とする環境づくりも必要だと考える。そして、各国内の企業に対して人権デューデリジェンスの徹底を求めるこころや、消費者の意識向上のための教育の実施も必要だろう。

子どもの権利保護は一部の国のみで達成できる問題ではなく、国際社会全体で取り組み、そして達成することが必要とされるものである。自国もまだ問題が残っているという背景を考慮しつつ、他国に提供できる支援があるのならば提供して、今会議を通じて国際社会全体で子どもの権利保護のために取り組みたいと考えている。

Ghana

①ガーナでは農村地域を中心に、児童労働が深刻な問題と化しており、ココア農園などの第一次産業に多くの児童が従事している。政府はこれまでに法整備や義務教育を推し進めてきたが、貧困や教育インフラに限界があり、国内経済におけるココア産業への依存が児童労働の連鎖を生んでいる。こうした経済的困難は、労働問題のみならず、家庭環境や社会構造にも影響を及ぼしている。ガーナでは、20~24歳の女性のうち約19%が18歳未満で結婚しており、児童婚問題は未だなお解決すべき問題であるといえる。一方で、ガーナの児童婚率は過去数十年で減少傾向にあり、1990年代初期の30%台から現在は20%台まで下がっていることから進展が見られている。事実、児童婚率19%という数字は、サハラ以南アフリカ地域平均の37%よりも低い。また、ガーナでは児童の性的搾取に関する複数の法律が制定、改訂してきた。しかし、性的搾取を目的とした人身取引は依然として深刻な問題だ。2012年刑事犯法により改訂された1960年刑事犯法第101A条では性的搾取が犯罪として規定されているものの、16歳未満の児童にのみ適用され、16歳以上18歳未満の児童の身の安全の確保が課題となっている。

②我が国は以下の六つの政策を要求する。一つ目、援助依存を脱し、農家の経済的自立を促すため、消費国に対し「生活賃金」を保証する公正価格での取引を国際的に義務付けることを求める。二つ目、児童婚・性的搾取の最大のリスク層である思春期の少女を保護するため、初等教育の成果を土台とした中等教育の無償化・継続支援を最優先す

る。三つ目、非公式労働に従事する脆弱な家庭を救済するため、現金給付プログラム「LEAP」の対象拡大に向けた国際的な資金援助を要求する。四つ目、ガーナで現在適用されている16歳未満の子どもを保護対象とする法律を国際基準である18歳未満に引き上げる法改正を行うためにILOなどの国際機関からの法的・技術的支援を得て早急に行う。五つ目、取り締まりの強化を行うために必要な法執行機関（警察、捜査機関）での慢性的な人員とリソースの不足を解消するための財政支援を要求する。六つ目、児童労働や児童買春、人身取引の被害者に対する包括的な再統合プログラム（長期的なトラウマケア、医療、無償教育）の実施とそのための資金援助を要求する。

Guatemala

①グアテマラは中央アメリカに位置し、コーヒーとバナナ、砂糖などの農産物輸出を主要産業とする一方、農村部では住民の約71.4%が貧困層に属し、中等教育修了率は約半数にとどまる。特にマヤ系先住民の女児は、歴史的に安価な労働力と見なされてきた背景から、教育・保護の両面で深刻な不利益を受けている。自国は児童結婚、早期結婚、強制結婚（CEFMU）の蔓延率が高く、女性の約30%が18歳未満で結婚または同棲している。また、性教育の欠如や親族内の虐待により、児童買春や性的搾取、早期妊娠の被害も多い。児童労働については国家政策が存在するものの、監督官や資源の不足により実効性は限定的であり、就労最低年齢が義務教育年齢を下回る制度上の問題も、子どもの権利侵害を助長している。

②以上のこと踏まえ自国は今会議で以下の3つを提案する。

1つ目は、教育の充実だ。教育は、今回の議題に関するあらゆる問題の解決のための根幹をなす。各国に根付いたあらゆる文化や慣習は、一朝一夕で変えていくことはできないため、それらをより良い方向に向かわせていくためには、「教育」という長期的アプローチが必要不可欠であると考えている。

2つ目は今回の議題に関するあらゆる条約の履行を各国で促進させていくことだ。子どもの権利条約を始めとし、現在、数多くの国際条約や、選択議定書が締結されているにも関わらず、自國のような途上国では、子どもの権利が搾取されることは常態化している。これは、条約や議定書がただ存在しているだけで、実態を伴っていないがゆえの結果であり、私達はこの会議でそれらに具体性を伴わせなければならないと強く考えている。具体的には、期限を設けた教育や労働環境の整備に関する支援を想定している。

さらに自国グアテマラは、国内に根付く文化、慣習、宗教を十分に尊重した上で、児童婚および児童買春の根絶を目指す段階的なアプローチが不可欠であると考える。問題の本質は文化そのものではなく、貧困や教育機会の欠如により、児童婚や人身売買が家庭にとって唯一の生存戦略となってしまっている現状にある。したがって、国際社会が一方的に価値観を押し付けるのではなく、地域内部からの変化を後押しする姿勢が重要である。

私たちはすでに、子どもの権利を守るという理念には合意している。しかし現場では、「把握できない」「介入できない」という二つの壁が依然として存在している。過去の決議案が理想を掲げてきた一方で、その壁を越える具体的手段は十分に示されてこなかった。だからこそ、今会議では過去をなぞる場ではなく、その壁を越える会議であるべきだと我々は考えている。

India

まず初めに、自国は児童労働、児童婚、児童の人身取引、ならびに児童への性的搾取は、基本的人権を著しく侵害する行為であり、国家の発展のみならず、国際社会全体の持続可能な発展を阻害する深刻な課題であると認識している。

我が国は児童搾取の根絶に向け、多角的かつ包括的な取り組みを推進している。児童労働については法律により原則禁止とし、義務教育の無償化を通じて就学率の向上に努めている。さらに、学校給食制度や奨学金制度の導入により、貧困家庭の子どもたちが早期労働ではなく教育を選択できる環境づくりを進めている。地域レベルでの監視体制の強化に加え、貧困削減を目的とした社会保障政策の国際的共有が重要であると考える。

また児童婚に関して、ユニセフの最新データによれば、インドは依然として世界最大規模の発生率を抱えており、数百万人の少女が深刻な人権侵害に直面している。女子教育の促進やNGOとの協力により一定の改善は見られるものの、宗教、家父長制、カースト制度、貧困、不平等といった要因が複雑に絡み合っている。これらは、女性や子どもへの抑圧を制度化し、現在の社会でも形を変えながら残っている。このような背景を踏まえ、我が国は単なる法的規制にとどまらず、法の厳格な執行と地域社会や宗教指導者との対話を重視し、社会全体の意識改革を進めていく方針である。児童婚を「伝統」や「慣習」として容認するのではなく、子どもの権利を侵害する行為として明確に位置づけ、その根絶に向けた長期的な取り組みを国際社会に提案する。

また、児童買春や性的搾取においては、重大犯罪として厳しく対処している。近年拡大するオンライン上の搾取は一国で対処できる問題ではなく、国同士の情報共有や協力が必要不可欠である。国際刑事警察機構を通じて、サイバー犯罪対策の強化および国際的な情報共有体制の構築を支持する。同時に、被害を受けた子どもたちの心理的回復と社会復帰を支援する体制の拡充を国際社会に提案する。このヘルスケアに関しては、児童婚で心理的・身体的影响をうけた女性のサポートも含まれる。

最後に我が国は以下のことを国際社会に主張する。

インドはすべての子どもが安全と尊厳の下で成長し、十分な教育を受け、自らの未来を主体的に選択できる社会の実現を重要視している。宗教やカースト制度、貧困などといった大きな壁を乗り越えるためには、国際社会で団結し、包括的なアプローチを取ることが必要だと考えている。

Indonesia

①インドネシアでは、児童労働、児童婚、児童売春、人身取引といったあらゆる児童に関する問題が国内で発生している。主な原因として、主要都市と地方との経済格差、宗教（特にイスラム教）の影響によって法律の遵守が十分に行われていない現状、インターネットの普及に伴うオンライン上の犯罪の増加、そしてウイルスや地震などの自然災害によって一時的に引き起こされる極度の貧困が挙げられる。また、これらの問題の実態を正確に把握することは容易ではない。監視体制の不十分さに加え、関連する犯罪が国際的に広がりを見せていているためである。

このような状況に対処するため、例えば2019年には児童婚を防止する目的で、結婚可能年齢を男女ともに19歳以上へと引き上げる法改正が行われた。しかし、宗教的慣習や経済的事情の影響により、これらの法整備が十分に効力を発揮しているとは言い難い。以上のことから、インドネシアでは人々の意識改革を含む中長期的な取り組みが求められている。

②インドネシアは、国民にイスラム教に基づく考え方や慣習が強く根付いているが、国際社会が近年人権やモラルを重視する傾向にあり、こうした理念のもと国際法や条約が制定されている中で、イスラム教の考え方や慣習の一部は近代における国際社会の理念と相反するようになっている。こうした課題を解決するため、イスラム教そのものは尊重しつつも、それにに基づく考え方や慣習を国際的に近代化させていく必要がある。しかし、こうした考え方や慣習を変えるには長い時間を要するため、長期的なアプローチが必要であると考える。

また、児童関連の問題の解決が遅れている原因は各国によって多様かつ複雑であり、国際社会が児童問題への的確な対策を行うためには、各国における問題点を調査し国際的に認知される必要がある。その調査においては、司法機関や法律の遵守状況の監査も同時に使うことも重要だと考えられる。

さらに、国内の地域間で発生する格差に対する対策として、国際的な支援や活動を継続し、中長期的に各国内の地域間格差を是正していくことの重要性を強調する。

最後に、国境を跨いで行われる犯罪への対策として、国境を跨ぐ捜査を円滑化するための国家間及び地域機構レベルの協定を結ぶことを各国に求める。インドネシアは近年、様々な国境を跨ぐ犯罪の温床となっていて、人身取引においては、出身国、中経国、到着国のいずれの要素ももちあわせている。こうした犯罪は、国内での捜査や検挙だけでは根本的な解決には至らないため、関連する全ての国の協力のもとで円滑な捜査を行う必要がある。

Iran

イランでは、児童の権利を保護するための国内法や制度が一定程度整備されており、「児童の権利条約」および関連する選択議定書も批准している。しかし、社会的・経済的要因や法制度上の課題により、いくつかの分野では深刻な問題が依然として存在している。

児童労働については法律上は禁止されているものの、貧困や教育機会の不足、非公式経済の存在により、路上労働や家族労働に従事する児童が見られ、児童婚は、国際的に定められた18歳未満の結婚禁止基準とは違い、国内法において女子13歳、男子15歳からの結婚が認められており、裁判所と保護者の同意があればさらに低年齢での結婚も可能である。また、児童買春・性的搾取は法律上明確に禁止されており、政府も公式にはこれを強く非難している。

このような状況を踏まえ、自国は以下の政策を提案する。

1つ目の政策は低所得家庭に対する就学支援や奨学金制度を拡充し、子どもが働くかず学校に通える環境を整えるために児童労働の撲滅に向けた教育支援と貧困対策の強化をすることを提案する。具体的には、児童の就学状況を地方行政が把握し、安定的に学校へ通う家庭に対して生活支援や医療支援を優先的に提供することで、子どもを労働に従事させない方が家庭にとって合理的となる社会構造を構築する。2つ目の政策は文化や宗教的背景を尊重しつつ、結婚可能年齢の引き上げを検討するとともに、地方部を中心とした女子教育の重要性や早期結婚の健康・社会的リスクについての啓発を行うために児童婚削減に向けた段階的な方制度改革と啓発活動を行うことを提案する。文化的・宗教的背景を尊重しつつ、18歳未満の結婚に対する事前審査と教育を義務化する制度を整備し、本人の自由意思、健康への影響、就学継続の可否を第三者が確認することで、形式上は合法であっても児童の将来を損なう結婚を実質的に抑制をする。3つ目の政策は関係機関の連携を強化し、被害児童に対する医療・心理的支援、教育への復帰支援を制度化することで、再被害を防止するために児童買春及び性的搾取への根絶に向けた法執行の強化と被害児童の保護を行うことを提案する。処罰の強化だけでなく、被害の早期発見と救済に重点を置き学校や医療機関、地域社会に

匿名での通報体制を整え、被害が疑われる場合には福祉専門機関が速やかに介入し、心理的ケアや教育復帰支援を提供する体制を確立するを目指す。

4つ目の政策は近隣諸国や国際機関と情報共有を行い、国境を越えた人身取引への対策を強化とともに、被害児童の保護と社会復帰を支援する体制を整備するために児童人身取引防止のための国際協力の推進を提案する。具体的には国境地域や難民・移民児童など特に脆弱な立場にある子どもへの重点的な保護を行い、国際機関や周辺国との協力を通じて、児童の登録・追跡および保護体制を強化し、人身取引の温床となる状況そのものを解消することを目指す。

Japan

①日本では児童婚に関する法制度が整備されており、児童婚は制度上ほぼ廃絶されている。しかし、婚姻届が受理されないという法的な予防策がある一方で、家庭内における見えにくい虐待は未だ増加傾向にある。実際、児童虐待に関する相談件数は年々増加しており、援助方針会議の対象とならなかつたケースや、児童相談所が認知・把握できていない事案は統計に含まれていない。そのため、子どもの安全が十分に確保されていないという点が、自国における重要な課題である。加えて、近年特に深刻化しているのが、SNS やオンラインゲームを通じた児童の性的搾取である。SNS を介した児童ポルノ被害や、自撮り画像の拡散など、デジタル環境における新たなリスクへの対応が強く求められている。さらに、児童労働についても法制度上は原則禁止されているものの、家業の手伝いや非正規就労といった把握されにくく形で一部に残存しており、実態の把握と支援体制の強化が必要とされている。

②日本は、児童労働および子どもに対する性的搾取が、子どもの権利条約（CRC）および SDGs の理念に反する深刻な人権侵害であるとの認識の下、これまで ILO や UNICEF と連携し、国際社会における対策を支援してきた。特に児童労働に関しては、ILO と UNICEF が定期的に公表している「児童労働の世界推計（Global Estimates）」が、世界的な実態把握の基盤として重要な役割を果たしていると評価している。日本は短期から中期的な対策として、同報告書をより実践的に活用し、地域別・産業別の児童労働リスクを一層可視化する国際的モニタリング体制の強化を提案する。また、SDGs ターゲット 8.7 に特化した進捗レビュー報告書の作成・公開を各国に促すことで、被害の存在を否定できない状況を作り、迅速かつ的確な対応につなげる仕組みを構築すべきである。長期的には、貧困のために学校に通えず児童労働に従事し、その結果として教育機会を失い、次世代も同様の状況に陥るという悪循環を断ち切る必要がある。日本は、UNICEF や ILO が推進してきた「教育と社会的保護を組み合わせた支援」を踏まえ、貧困層家庭および教育機関への金銭的支援を通じて、すべての子どもが継続的に質の高い教育を受けられる環境整備を重視する。また、子どもに対する性的搾取については、UNICEF が展開してきたホットラインや通報支援体制を基盤とし、短期から中期的にはその機能強化と広報・被害周知キャンペーンの拡充を進める。長期的には、CRC や一般的意見 25号の流れを踏まえ、SNS の安全な利用方法などを含む教育体制を構築し、子ども自身がリスクを回避できる力を育むことが不可欠である。

Laos

我が国ラオスでは、「第一回国連子どものための特別会議」の共通理念である「子どもの権利条約」の普遍的実施を支持している。しかし、これは一部のみの実行にとどまつており、特に農村部や貧困層では多くの課題が残されている。この課題の根本的な原因として、貧困問題が挙げられる。例えば、経済的に困難な家庭では、児童労働が「家計の収入源の補完」としての役割を担っており、これを行っている子どもは教育機会が喪失している。さらに、この子どもは児童搾取や児童婚のリスクにもさらされている。

「第一回国連子どものための特別会議」が開催された2002年以降、我が国の児童労働に関与している子どもの割合は23%に達している。また、18歳未満で結婚した子どもの割合も30%前後で横ばいになっていることから、児童労働や児童婚に関して改善が見られないことが明らかである。そして、児童搾取や児童の人身取引も国内において深刻な問題であると認識している。

我が国はこれまで、教育、社会的保護、児童保護システムを包括的に改善することを目的とした「Ending Child Labour」の枠組みに基づき、政策レベルでの対策を進めてきたが、すでに被害を受けている子どもへのアプローチが不十分であるという課題が存在する。

これらのことから、我が国は「Ending Child Labour」の枠組みを拡充することを提案する。第一に、ASEAN地域において実施されているNGOの支援プログラムを共有・促進し、被害者への直接的支援を行う。これにより、国際的な連携を強化し、被害者の保護、心理的ケアを可能にできると考える。第二に、すでに児童労働を行っている子どもを対象とした教育への復帰支援を実施する。具体的には、経済的に困難な家庭への社会的保護、教育へのアクセスと質の改善、地域レベルの児童保護システムの強化を段階的に行う。これにより、我が国の農村部や貧困層での課題の根本的な原因である貧困、教育機会の喪失への解決に対応すべきだと考える。

最後に、我が国は最終的な目標として、上記の政策形成の過程において、もう一度子供の意見を聞く機会を設けること、そして子どもの参加を重視した国際会議を定期的に開催することを提案する。「第一回国連子どものための特別会議」の冒頭で読み上げられた「A World Fit for Us」にもあるように、「子どもは変化を生み出す資源」と我が国は認識し、持続可能な解決策を築くべきだと考える。しかし、今会議のみではこれらの課題を十分に解決することはできず、我が国は今後も国際社会と連携し、子どもの声を行動へと結びつける継続的な取り組みを進めていく必要があると考えるため、これを提案する。

Mexico

メキシコは、子どもの権利条約を始めとする様々な国際条約に批准し、推進してきた。自国の政策においても2014年には、メキシコ合衆国憲法において、労働に関する最低年齢を15歳に引き上げ、危険労働の最低年齢は18歳に引き上げた。また、2024年には、未成年者が従事できる職業を公表し、児童労働に対する法整備を進めてきた。すべての子どもが教育を受け、暴力や搾取から守られる環境を整えることは、社会全体の役割だと我が国は主張する。しかし我が国では、こうした政策が国内で反映されていない現状が続いている。ユニセフの2022年の調査では、メキシコ国内では5歳～17歳の子供の300万人を超える子どもが労働しており人口の11.5%を占めており、カリブ海地域における割合のおよそ2倍の人口が児童労働をしている。こうした現状を我が国は根本的に解決できおらず、課題は深刻である。教育分野では、就学率自体は80～90%前後であるものの、教育の質やインフラ設備が不十分で、農村部や先住民族地域では学校設備や教員不足がより顕著である。その原因の一つとして、国内で宗教上や家庭上での偏見がいまだに残っていることが挙げられる。さらに、治安の悪化は子どもの安全を直接的に脅かしている。犯罪や暴力は多くの家庭にとって深刻な社会問題であり、カルテ

ルやギャングなどの組織が国内法を無視している子どもの搾取の原因となっている。こうした現状は、我が国のみでは根本的な解決は難しく、国際社会全体での協力が必要だと主張する。カリブ海地域全体では、児童労働に従事する子どもの数は依然として多く、2021年のILOの発表では、1050万人の子どもが児童労働にさらされている現状がある。そこで、メキシコはゴール1及びゴール3に焦点を当て、先進国をはじめとする各国の子どもに対する連携を強化し、途上国や中進国に対して教育支援と治安の改善を同時に進める取り組みを行うことを求める。教育支援では、農村部やネットワーク環境が不十分な地域に学校インフラの整備や教員研修、デジタル環境の整備を行う。これらを実施することで教育の質とアクセスの両面を改善することができる。治安面では、世界各国の警察や機関が連携し、子どものための保護体制を構築する必要がある。さらに、地域社会の中で早期に危険を察知し支援につなげる仕組みを構築することで、子どもが搾取や暴力に巻き込まれる前に被害を防ぐことができる。これらの政策の実現により、学校や地域が子どもを保護することができる。メキシコは本会議において、子どもを守ることが世界全体の平和につながると考える、また、先進国とメキシコをはじめとする途上国が互いに協力し合う枠組みの構築を目標に掲げる。子どもの教育と安全への投資は、メキシコなどの途上国の生活水準の向上につながり、この取り組みは地域と世界の双方にとって成果をその後の世代にも肯定的効果をもたらすものである。

Netherlands

オランダは、児童の権利を基本的人権として重視しており、児童の権利条約に基づき、児童搾取の根絶と子どもの権利の保護に取り組んできています。まずオランダの現状として児童労働、児童婚の事例は現在ほどなく、問題としてあげられているのは性的搾取である児童性的虐待です。オランダではSNS上での児童ポルノの問題が多く挙げられています。オランダは2023年時点で世界中の児童性的虐待URLの約3分の1をホストしており、これは世界で第一位です。しかし、オランダでの児童労働、児童婚が少ない要因として社会保障制度が整っていることで家庭の経済的理由で子どもが働くを得ない状況は比較的起こりにくく、医療や福祉、教育へのアクセスも広く保障されているので子どもは学習と健全な成長に集中できる環境にあります。児童労働においては2019年に児童労働デュー・ディリジェンス法を制定してオランダ市場にサービスや商品を提供する全ての企業でサプライチェーン上における児童労働の有無の調査を義務付ける法ができました。しかし他国での状況把握が難しく、解決に至っていません。また児童の性的搾取についての問題に関しては1996年に世界で最初のインターネット子どもポルノホットラインが設立され、その後にその活動が世界中で広がりINHOPEと呼ばれる組織となっています。オランダでは18歳以上の売春行為は合法とされており、そこに違法な未成年搾取が隠れていることも一つの要因とされています。どのようにオンライン上で児童労働の発見、阻止ができるのかが課題となっています。以上を踏まえ、私たちが考えた一つ目の政策は、INHOPEを全ての国に導入することです。現在オランダが中心となりこの政策を進めていますが発展途上国などでは広まっておらず、これが世界全体に広まれば児童搾取を防ぐことができ、発見者が早期に通報することで被害を減らせると考えます。INHOPEという組織を世界全体で認知させることができが被害者を減らす一手となると思います。二つ目に児童労働デュー・ディリジェンス法を施行する。現在オランダではこの法律は公布しただけで施行していない、まだ効力を発していないので施行させることを目指しています。先進国、消費国側が率先してこの法律を取り入れることで児童労働をなくし、発展途上国への依存をなくすことが重要だと考えます。オランダは、国際社会と協力しながら、すべての子どもが安全で尊厳ある生活を送れる世界の実現に貢献していきます。

New Zealand

① ニュージーランドは、子どもの権利条約（CRC）を批准しており、子どもの権利を守ることを国として約束している国です。そのため、子どもたちが安全に暮らせるよう福祉サービスや教育の機会を整えています。しかし、完全に問題がないわけではありません。例えば、人身取引や児童搾取を法律で十分に取り締まれていないという指摘があり、子どもが被害にあっても犯罪として強く罰せられない場合があるという課題があります。また、貧困や家庭での困難を抱える子どもたちが十分な支援を受けられていないことも問題です。さらに、オンライン上での児童搾取や性的搾取への対応も求められています。これらの課題に対して、国内政策の改善と国際社会との協力が必要です。

② ニュージーランドは「すべての子どもが安全で幸せに暮らせる社会」をめざして、子どもの搾取や人身取引をなくすための政策を提案します。まず、短期的な対策として、子どもの被害を早く見つけて助ける仕組みを強化します。学校 や医療機関、地域の福祉センターが協力して、危険な状況にある子どもをすぐに発見し対応 できるようにします。また、インターネットでの性的搾取や誘い出しのような新しい脅威にも対応できるよう、オンライン相談窓口の設置や通報制度を強化します。これにより、子ども自身や周囲の大人が助けを求めやすくなります。次に、中期的な対策として、子どもの保護制度や教育支援を改善します。ニュージーランドでは、子どもの福祉を担当する Oranga Tamariki（政府機関）の監視制度が見直され、独立 した機関による監視や評価が進められています。これは、子どもたちが受ける支援の質が高いかどうかをチェックするための仕組みです。また、子どもたちが安全に学べるよう教育機 会を広げ、差別や貧困のある地域にも支援が届くようにします。すべての子どもが学び、未来を選べるようにすることが、搾取を防ぐ大きな力になります。そして、長期的な対策として、社会全体の意識改革をすすめます。子どもたち自身が自分の権利について学び、それを守る力をつけることが重要です。学校での教育や地域活動を通じて、子どもたちが自分の意見を言えるような環境を作ります。また、子どもの権利を尊重する文化を育てることで、大人も子どもの意見を真剣に受け止める社会をつくります。さらに、ニュージーランドは国際社会とも協力し、子どもの人身取引や搾取に対して国境を 越えた取り組みを強めます。他国と情報共有を進めたり、国際的なガイドライン作成に参加したりすることで、子どもがどこにいても安全に暮らせる世界をめざします。このように、ニュージーランドは短期・中期・長期の政策を組み合わせて、子どもの権利を 守り、搾取のない社会を作っていくと考えています。

Nigeria

① 我が国は児童搾取が深刻な問題であり、子どもの権利の保護が必要であると認識している。我が国はアフリカで最も児童婚が多い国であり、子どもで結婚した女性のほとんどが貧困層である。また、我が国は治安が悪く、多くの子どもが何らかの形で暴力を経験していて、多くのナイジェリアの子どもたちにとって虐待は日常的であり、ほんの一部しか助けられていない。我が国の石油生産量は世界で 11 番目であるが、政治指導力がうまく発揮されていないため、豊富な資源があるにもかかわらず、貧困国である。児童搾取の問題は紛争や貧困、教育不足に繋がっている。教育の体制が整っておらず識字率の低さが著しく見受けられる。我が国では少女と女性の 4 人に 1 人が女性器切除/切断を受けたことがあり、その数は世界で 3 番目に多い。我が国は人身売買の受け入れ国であり、西アフリカ全体から家内労働・売春の目的で女性たちが送られてくるのが現状である。

② 我が国では貧困層が多いのが深刻な問題だ。最初に貧困層に援助を行い、雇用機会を

生み出すことで家庭が子どもを学校に送り出すことができるようになり、これが優秀な人材の育成につながり、やがて将来のナイジェリアの経済成長に繋がる。経済成長がインフラの強化や現在低い出生登録などの保健サービスの改善に繋がると考えており、子どもたちが安心かつ安全に暮らせる国へと導ける。

ナイジェリアが貧困国である主な要因は石油資源に大きく依存しているためであり、近年伸びつつあるIT、金融やサービス業にも力を入れていきたい。我が国では子どもへの暴力などの虐待が多く、資金不足などの影響からほとんどの子どもが助けられていないため、我が国は先進国からの経済的支援と教育への支援を必要とする。これを利用して児童婚や児童の性的搾取の根本的な解決を目指したい。児童労働も重大な問題だ。我が国では暴力に怯えながら危険な仕事をしている子どももいる。児童労働の問題に立ち向かうため、教育を強化する。幼い頃から働いた人は将来低収入の職業に就く可能性が高く、過酷な労働の未若くして働くことが困難になり、家族を養うために働く子どもたちも同じことを繰り返すという悪循環が起きてしまっている。子どもは安い労働力として使われ、人権が侵害されている。その背景に雇用主の知識不足や先進国が安さを求める姿勢がある。そのため、フェアトレード商品を増やすことを促進したい。また、ナイジェリアでは財政難が続いているため、引き続き他国からの募金活動や経済への投資をいただきたい。警察の汚職や行政不信が広がり、テロや紛争が続いている。治安改善のため行政と社会基盤の強化を行う。

紛争の一つの要因として宗教対立がある。ナイジェリアは歴史的に見るといいくつかの民族が合併してきた国であり、国内において度々紛争が起きている。これに対して話し合いの場を設け、紛争を抑制したい。

Philippines

児童労働は本国において違法だが、貧困のため家庭を支えようと子供が働くを得ない状況におかれている。児童婚においても違法であるが、慣習婚などの例外によって依然として残り続けている。またインターネットの普及が進んだことで、性的搾取がオンライン上にて増加を続けている。

それぞれにおいて法律が設けられているが、監視力の弱さをはじめとして仕組みに強度が無いため、その点が根絶が見えてこない要因の一つだろう。

加えてそれが当たり前となっているこの国の常識に大幅な改革が求められる。

現状では法律があくまで表面的な対策の域を出ず、正しく機能しないがために歯止めが効かない、そういう部分が本国において大きな課題となっている。

解決するためには短期的・長期的な視点から対策を講じる必要がある。

今会議ではまず法律が機能する環境の整備、健やかな発育のための教育制度の充実を主な目的とし、また国際社会における子供らの人権の尊重が損なわれる要因を迅速に根絶できるよう他国との協力に努める。

児童労働、児童婚、性的搾取、そして人身取引は子どもの尊厳を奪う深刻な構造的人権侵害である。これらは一国の問題に留まらず、貧困や需要の連鎖によって国境を越えて絡み合っている。子どもの権利保障を国際社会全体の共同責任と捉え、即時救済と長期的解決を両立する包括的なアプローチが不可欠である。

まず、児童労働の撲滅と児童婚の廃絶には経済的支援と教育体制の根本的拡充が鍵となる。教育はあらゆる搾取から子どもを守る防御壁である。授業料のみならず学用品等の付随的費用を含めた完全無償化を早急に実現し、これを安全保障への戦略的投資と位置づけるべきだ。同時に、ILOが定める危険有害労働を国際的に厳格化し、小規模農家への機械化支援等を通じて児童労働に依存しない経済構造への転換を促す必要がある。

次に、性的搾取と人身取引に対しては、法規制の強化と需要の抑制を徹底しなければ

ならない。性的搾取はいかなる場合でも正当化されない。インターネットの監視を強めるとともに、搾取を生む需要側への厳罰化が求められる。政府は民間企業との連携を深め、プロバイダーに対し有害コンテンツの検知・削除を義務化する強固な体制を構築すべきである。また、人身取引対策では出身・中継・到着国の連帯責任による共同捜査を拡大し、被害者である子どもが不法入国等の罪に問われない「不処罰の原則」を確立して安全な帰還と社会復帰を支援すべきである。

現在被害に遭っている子どもたちの即時救済には、緊急シェルターの設置と心理的・法的支援ネットワークの強化が急務である。これらの施策には多大な資金を要するため、先進国や国際機関はODAの増額や技術提供を通じた協力を惜しまるべきではない。

結論として、文化的多様性は子どもの人権・健康の保護という普遍的義務を回避する根拠とはなり得ない。教育を盾として子どもを守り、国際社会が法 [\(字数オーバーにより削除\)](#)

Poland

1900年代の第一次・第二次世界大戦と続いた2つの世界大戦により、孤児・難民の子どもが大量発生した。ポーランドは、全人口の中で犠牲者の割合が最も高い国の一となり、この経験から、「子どもは守られる弱者であり、一人の人間として権利を与えるべきである」という考えのもと、1978年国連人権委員会に対し、子どもの権利条約草案を提出した。この草案を基に、現在の子どもの権利条約(CRC)が締結された。その後も、子どもの権利や保護を重要視し、これらに関する決議・報告書等を提出、国内法の整備・強化を行い、子どもの権利保障の質を高めてきた。また、CRC選択議定書(2011)を始めとした、司法主権・制度設計への外部的影響のリスクの高さについては特に注意深く評価している。

現代において、急速なグローバル化やデジタル技術の発展により、子どもたちの生活に利便性や交流をもたらす一方、インターネット上やオンラインを悪用した、子どもの被害が急増している。この現状に対して、自国では国内法の強化、整備に努めているものの、現状は解決しておらず、依然として課題が残っている。この現状が解決されない要因として、インターネットやオンラインは国境を超えて繋がっているものであり、自国ののみの解決は限定的である。一方で、国際社会の現状として、CRC選択議定書(2000年)におけるインターネット普及による新たな被害形態の認識や、CRC一般意見第25号(2021年)におけるデジタル技術の普及によるプライバシー侵害、性的搾取を始めとした深刻なリスク発生の認識等にとどまり、政策や法整備が追いついていない。そのため、自国はこの課題を最優先解決事項と位置付け、プラットフォームに関して、運営企業に有害コンテンツの削除や検知、年齢確認の徹底などの法的責任の強化、製作段階での有害コンテンツの拡散抑制アルゴリズム開発、子どもへのリテラシー教育の強化といった「子どもへ有害コンテンツが回らないための技術的対策や企業の法的責任の強化、子ども自身が有害コンテンツと関わらないためのリテラシー教育の拡充」という方向性の政策を提案する。また、自国は近年増加している、紛争や侵略による移民、難民を受け入れているが、ポーランドに移住、避難してきた子どもに対しての監督、保護が間に合っておらず、人員取引や性的搾取等の子どもの権利侵害を誘発する、事件が発生している。これらの要因として、受け入れた子どもの移動経路や肉親の有無、移動管理などの情報共有不足、教育アクセスや精神的ケアを受けるための支援制度や、専門的知識を持つ人員といった、リソース不足がある。そのため、移住してきた子どもへの保護の必要性を重要視し、新たな情報管理システムの構築や子ども自身が言語障害を越えて社会的サービスへアクセスできるシステムの制度化、子どもへの後見人の即時付与、教育や精神的ケアを含む医療の支援制度の強化が必要であると考え、自国は、「子ども [\(字数オーバーにより削除\)](#)

Republic of Korea

①

韓国では、「子どもの権利条約」への批准により、子どもの立場、環境向上のため「子どもの幸福度の増進」と「子どもの最善の利益を実現させる基盤づくり」を重点目標として、法整備を重ねている。児童労働の面では、「勤労基準法」や「青少年保護法」で児童労働や18歳以下の性的サービスの仲介や販売を厳しく制限。子どもの人身取引の面では、韓国は「人身取引等防止および被害者保護などに関する法律」を定め、米国財務省による「人身取引報告書」ではTVPAに基づく人身取引への対応の最低基準を満たす国としてティア1に認められた。しかし、近年デジタル機器普及によりSNSを通じた子どもの性的搾取が増えている。韓国の性搾取被害児童・青少年支援センター2024年次報告書によると、被害者の割合は14~16歳が最多だった。また、近年は子どもの性的搾取の被害が動画などの形で国境を越えて広まってしまい、被害が大きくなることも大きな課題の一つとなっている。

②

大韓民国は、今回の会議で主に3つの政策を提案する。第1に、児童労働問題や子どもの性的搾取の問題、子どもの人身取引問題の原因に経済発展の遅れ、貧困が深くかかわっていることを踏まえ、貧困からくる子どもの搾取、上記のような問題を抱えている国々に対して世界全体で経済的支援や、技術支援を行うことを提案する。

第2に、自国でも問題となっている国境を越えた子どもの性的搾取り締まり強化を提案する。近年、インターネットの普及により子どもの性的搾取被害が世界全体に拡大しており、国家が単独で対応することは難しくなってきている。オンライン上の性的搾取は、匿名性の高いチャットアプリやSNSを通じて行われ、加害者や斡旋者が複数の国にまたがって活動する事例も増加している。このような犯罪は、各国の法制度や捜査権限の違いにより摘発が困難となり、被害児童の救出や加害者の処罰が遅れる要因となっている。そのため、各国捜査機関間での迅速な情報共有、デジタル証拠の国際的な保全・活用、SNS事業者に対する児童保護ガイドラインを策定することを提案する。

第3に韓国は、子どもの性的搾取や人身取引の要因の1つとしてとして教育機会の欠如があると考えている。貧困や家庭不和により学業を中断した子どもや学業を受けることができなかつた子どもは、危険を十分に認識できず、経済的誘因やオンライン上の勧誘を通じて搾取に巻き込まれやすい状況にある。そのため、韓国は、基礎教育の確保に加え、性教育や人権教育、デジタルリテラシー教育を各国で行うよう方針を決めるべきと主張する。

Russian Federation

①ロシア連邦は子どもの権利条約および関連議定書に基づき、国内制度の整備を継続してきたが、児童労働・児童婚・児童の性的搾取・人身取引をめぐる課題には地域差が残る。最低就労年齢や危険労働の禁止は国内法で規定されているが、非公式経済や農村部の慣行では監視が十分に行き届かず、実態把握に限界がある。児童婚については基本的に18歳を基準とする一方、連邦主体の例外規定が一定の幅を持つため、国際基準との完全な整合は十分ではない。児童の性的搾取はオンライン空間の拡大に伴い増加傾向にあり、国外と連動した拡散や人身取引と結びつく事案は国家単独では対処が難しい。さらに、一部地域では貧困や教育アクセスの不均衡が、早期婚や児童労働を選択せざるを得ない状況を生み、構造的要因が四領域すべての改善を妨げている。文化的多様性と経済格差を抱えるロシアにとって、国際基準への整合をどのように地域社会と調和させるかが最大の課題である。

②ロシア連邦は、子どもの権利条約の締約国として、すべての子どもをあらゆる形態の

搾取から守ることを重要な責務と認識している。本会議において我が国は、普遍的な子どもの権利を尊重しつつ、各国の文化的・宗教的・経済的背景を踏まえた実効性ある対策が不可欠であると考える。特に、児童労働や児童婚の根底には貧困や地域慣行が存在し、法制度のみでは現場での履行が困難な場合がある。このため我が国は、国際基準に沿った最低限の保護水準を共有しつつ、各国が自国の事情に応じて段階的に実施できる柔軟な枠組みを支持する。具体的には、短期的には CRC 第 19 条、第 32 条、第 34 条等に基づき、搾取の被害を受けた子どもへの保護、医療・心理的支援、法的救済を強化する必要がある。特にオンライン空間における性的搾取への対応として、通信事業者やプラットフォーム事業者との協力を通じた有害コンテンツの迅速な削除と被害拡大防止を重視する。中期的には、義務教育へのアクセスを妨げる経済的要因に対処するため、UNICEF や ILO などの国際機関と連携した就学支援や家計支援の拡充が重要である。さらに長期的には、地域社会や NGO と協力し、若年層への職業教育や技能訓練を推進することで、児童労働や人身取引の温床となる構造的要因の是正を目指す。また、越境する人身取引やオンライン犯罪への対応には国際協力が不可欠である。我が国は国家主権を尊重しつつ、隣接国や関係国との二国間・地域協力を基盤とした情報共有、能力構築、法執行協力を段階的に強化する。本会議が、CRC の基本原則に立脚した共通の基準と、各国が合意可能な現実的協力の在り方を確認する場となることを期待する。

Saudi Arabia

①自国の人囗は約 3,218 万人で、そのうち約 1,879 万人が自国民である。年齢の中央値は 29 歳と若く、若年層の割合が高い。2016 年に「サウジ・ビジョン 2030」を発表し、教育の平等化や国家教育カリキュラムの改善を進めてきたほか、2004 年の義務教育制度導入により就学率は向上している。一方で、自国を含む中東・北アフリカ地域では、紛争や政治不安の影響により、児童労働や人身売買が深刻化している。自国では特に、貧困家庭の子どもや人身売買によって連れてこられた外国人の子どもが、物乞いなどの形で強制的に働かされる児童労働が最も深刻であり、2008 年の調査では 8 万 3,000 人以上の子どもが街頭で働いていたと報告されている。

さらに、児童の権利侵害として、未成年時の行為を理由とした死刑の問題が挙げられる。ジャラール・ラバドは、抗議デモへの参加を理由に死刑が執行されたが、拷問の訴えや弁護の権利は、シア派に賛同していたという宗教的背景を理由に十分に認められなかった。これは、自国が批准している子どもの権利条約における「子どもの最善の利益」に反するものであり、現在も東部州ではシア派に対する死刑判決が続いている。

②自国は児童労働への短期的アプローチとして、居住支援や就労訓練を含む生活困窮者自立支援制度や、低所得者向けの給付金制度などの社会的セーフティーネットを整備することを提案する。これらの政策は「サウジ・ビジョン 2030」にも含まれているが、特に児童労働を招く要因である貧困の解消に重点を置いて実施する必要がある。

中期的アプローチとしては、自国を含む 6 か国で構成される GCC と同様の枠組みを参考に、「子どもの保護」を目的とした新たな国際協力理事会の設立を提案する。この理事会は中東・北アフリカ地域の国々に加え、先進国なども含めた多国間協力体制とし、貧困削減や児童保護のための大規模な政策を実施することで、より包括的な支援を可能にすると考える。

長期的アプローチとしては、義務教育制度が存在するにもかかわらず、親が教育を受けていないことなどを理由に就学しない子どもが一定数存在するため、教育の重要性に対する人々の意識を高める必要がある。また、「サウジ・ビジョン 2030」に基づき、石油依存からの脱却をさらに進め、非石油産業を発展させることで雇用機会を拡大し、失業や貧困に陥る人々を支援することで、貧困層の縮小を目指すべきである。

Singapore

① In Singapore, we cherish our children as precious treasures of the nation, and we have built Singapore, especially the recent policy 'A Singapore Made for Families' around this core value. With this in our fundamentals, children's rights are protected at a high standard in our country through our dedication to children's well being, demonstrated in our laws, policies, and practices.

In recent years, there have not been any reported cases of economic child exploitation in Singapore. Although the minimum age of employment is 13, strict regulations and protection is in place, and the drop out rate at secondary school remains less than 1%, proving that the quality of academics remain very high, promising a brighter future for all Singaporean children.

The large majority of child marriage has been abolished already, and with numbers of it halving in recent years in some categories, we are on a steady pace towards abolition. We hold

Considering child prostitution and sexual exploitation, eradication is within view, with incidents reported being extremely few. We must continue our efforts to detect those done online, and need to further cooperate especially within the region with ASEAN nations.

Towards the prevention and elimination of child trafficking, we had 25 cases of child trafficking in 2023, and have strengthened our detecting and deporting front-line strategies over recent years to reach eradication. However, there is a legal exception to these policies, which is for the Muslim community, albeit there be strict regulations and multiple legal barriers in order to ensure the safety of the brides first.

② It is important to us as Singapore to not only decrease child exploitation in any way, shape, or form, but also to completely eradicate it. This is why we want to include policies that emphasize community and family, simply because we believe these proximate relationships are key to change these systems from the inside in a definitive manner. We also would like to be in tandem with neighboring regions, particularly ASEAN countries, and make efficient use of pre-existing regional organizations. For a better future for our children, Singapore, with its advanced policy and through its understanding of diverse cultures, would become a bridge between cultural background and human rights issues promoting understanding and harmony within international society on both a legal and moral level. Thus, we would like to propose the following policies to move forward as a community.

First, to collaborate with countries of proximity to further increase transparency and credibility of digital platforms in an effort to further crack down on online child prostitution and pornography. Another policy would be to create a systematic and detailed data collection system and research structure to monitor the main drivers and motivations behind the increase on sexual exploitation cases in concern to children on the roadside. We would also like to ensure that all data collection efforts are guided by ethical, child-sensitive methods that prioritize the safety, dignity, and voluntary participation of children, with particular attention to reaching marginalized and hard-to-reach populations, including through inclusive and context-appropriate approaches. Finally, we aim to harmonize data across sectors and ensure findings, inform evidence-based policies, legislation, and budget.

Sweden

① スウェーデンは、子どもの権利を重んじ、この立場は理念としてだけでなく法制度として確立されている。

1989年子どもの権利条約を早期に批准し、2020年には本条約を国内法として成文化した。同時に、すべての政策判断で「子ども最善の利益」を考慮する法的義務が発生した。又1999年世界初の「買春処罰法」を導入し、断固として被害者側=子どもに対する処罰を行わず、加害者側=需要側を処罰することを決定した。児童の性的搾取を「犯罪」としてではなく人権侵害として扱うことが明確となった。

デジタル化によりオンライン空間での新たな搾取形態が発生し、人身取引が国境を越え、匿名化、巧妙化している。これにより国内法や単一国家での対応は限界を迎える、国際社会からのアプローチが必要不可欠となった。また難民、移民の子どもの、言語、制度へとアクセスが不足し、国家の保護制度が十分に利用できず、搾取のリスクが高まっていることが昨今の問題となっている。

② 子どもの権利を侵害する問題は、貧困や社会的脆弱性に加え、国境を越える移動やデジタル空間の拡大により、国際化・複雑化している。もはや単一国家の努力のみでは十分な対応は不可能であり、構造的問題として捉えた包括的アプローチが必要である。スウェーデンは、短期・中期・長期の三段階に基づく国際的対応を提案する。

第一に、現在進行中の児童の性的搾取に対しては、子どもの即時保護が最優先である。しかし現状では、通報先が不明確であることや、管轄国の判断に時間を要することが課題となっている。そこでスウェーデンは、迅速な対応のため、新機関の設立ではなく、UNICEFの枠組みのもとで、INHOPEを参考とした国際的緊急ネットワークの構築を提案する。学校、医療機関、SNS事業者、NGOなどからの通報を国連ハブが一元的に受け、緊急度やリスクを即時に分類し、該当国の窓口機関へ迅速に連絡する。子どもの安全確保や医療・心理支援を最優先とし、捜査と支援を並行して行う。本ネットワークは制度が現状不十分である国の国内制度を補完する。

第二に、このネットワークを持続可能なものとするため、捜査機関間の安全な情報共有やIT企業との協力を制度化する。違法コンテンツや新たな手口に関する国際的データ共有を進める一方、被害を受けた子どもの個人情報保護、主権尊重、運用の透明性を厳格に確保する。

第三に、子供の性的搾取は需要が存在する限り根絶できない。スウェーデンは、需要側を処罰し被害者を処罰しないモデルを採用してきた。この経験を踏まえ、需要側責任を国際原則として明文化し、各国の法制度や教育に反映させることを提案する。

本三段階アプローチは、即時の保護、制度的対応、構造的解決を結びつけるものである。子どもの権利は慈善ではなく義務であり、スウェーデンは子どもの最善の利益を軸に国際社会の連帯を呼びかける。

Switzerland

① スイスは経済的に安定した国であり、国内では深刻な児童労働や児童婚はほとんど見られません。子どもの権利条約(CRC)を批准しており、教育や福祉制度も整っているため、子どもは基本的に安全な環境で成長できています。一方で、スイスは多国籍企業や国際的な金融機関が多く集まる国であり、海外のサプライチェーンを通じて、児童労働や性的搾取に間接的に関わってしまう可能性があることが課題となっています。また、移民や難民としてスイスに暮らす子どもたちの中には、人身取引や労働搾取の危険にさらされる場合もあります。以上から、スイスは国内の子どもを守るだけでなく、国際社会全体で子どもの搾取を減らすために、責任ある立場で行動する必要があると感じています。

②スイスは、子どもの権利を守るために国際社会が協力して行動することが重要だと考えます。まず、子どもの権利条約およびその選択議定書をすべての国が確実に実施するよう促すべきであると思います。特に、児童労働や児童買春を法律で明確に禁止し、被害にあった子どもを犯罪者として扱うのではなく、保護と回復の対象とする制度づくりを支援することが必要だと思っております。次に、スイスは多国籍企業が集まる国として、企業の責任を重視します。企業が製品を生産・販売する過程で、児童労働や搾取に関わらないよう、人権デューデリジェンスを強化することを提案します。サプライチェーン全体を確認し、問題があれば改善する仕組みを国際的な基準として広めるべきであると考えます。また、企業だけでなく、消費者や投資家も子どもの権利を守る責任があるという考え方を共有することが重要であると思っております。

さらに、児童搾取を防ぐためには予防が不可欠です。スイスは、開発途上国への支援を通じて、すべての子どもが学校に通える環境を整えること、特に女児教育を重視する政策を提案します。教育を受けることで、児童婚や児童労働のリスクは大きく減少します。また、貧困家庭への社会的支援を強化することで、子どもが働くかされたり取引の対象になったりする状況を防ぐことができると信じております。最後に、子ども自身の意見を尊重することも重要です。子どもが声を上げられる仕組みを整え、その意見を政策に反映させることで、より実効性のある子ども保護が可能になると考えています。スイスは、法制度、経済、教育を組み合わせた包括的な政策によって、国際社会全体で子どもの搾取をなくすことを目指します。

Türkiye

我が国は、「児童労働」、「児童婚」、「児童買春・児童の性的搾取」、「児童の人身売買」をはじめとした全ての形態の児童搾取はいかなる条件でも容認できない行為だと強調する。また、それらの問題に対し、「子どもの最善の利益」を基本原則とし、子どもの保護サービスを強化する政策を進めている。政府の児童権利戦略（2023–2028年）では、子どもの参加促進や予防・保護サービスの強化が掲げられており、関連政策は「家族・社会サービスなどが統括していく、国内的な保護体制整備が進められている。一方で最悪の形態を含む児童労働や児童婚などが国内で発生していることも把握しており、刑法の厳罰化等によって対策を講じている。

②我が国は、特にゴール3,4についてそれぞれの達成における最も重要な課題を論点として設定し、解決のための具体的な政策を提案する。ゴール3「児童買春・性的搾取」の論点は、適切な捜査手続きや支援制度の整備がされていないことだと考える。我が国では、児童買春や児童の性的搾取について刑法上でも他の犯罪と比較して明確に重大な犯罪として扱われている。その上で、これらの非人道的な犯罪が撲滅されていない要因の一つは、適切な捜査や立件・処罰が行われていないからだ。そこで、我が国は今会議に対し、子どもの保護を最優先とした適切な捜査手順を定める具体的な国際基準の設定を提案する。また、各国に対し、設定された基準を遵守し被害児童の保護を最優先とした捜査を実施するための法律の制定を要請することを提案する。主に、告訴制の撤廃（*ex officio* 捜査開始の導入）や被害児童が自ら申告できない場合の代理申告制度、被害児童への支援制度の強化（カウンセリング・保護措置など）、捜査官・裁判官への専門教育などの明確化を提案する。性犯罪であること、被害者が児童であることによる捜査の困難化を考慮した基準の制定が急務である。ゴール4「児童の人身取引の防止と解消」について、我が国はシリアやイラクなど紛争地域に隣接していることから、移民・難民の避難先として選ばれことが多い。そのような事例から、犯罪組織または個人による国を跨いだ児童の人身取引や、人身取引の通貨地点となることを論点として挙げたい。各国に対し、国境付近の常時監視の強化、国境横断者の所持品を目視など人間が直接チェック・管理をすることを義務付けることを提案する。

United Kingdom

In recent years, cases of violation of children's rights, mainly through methods such as child labour, sexual exploitation, and trafficking have been at an increase. During 2024, 5999 children were referred to the National Referral Mechanism (NRM) for being potential victims for modern slavery and exploitation, in addition to the 440 children who were reported to the Independent Child Trafficking Guardianship service. One of the most prominent causes of child labor in the country is due to child poverty. Approximately 4.5 million children, roughly 33% of children across the country suffer from this issue due to the low wages, living expenses and insufficient child benefits to match living costs. Aside from domestic labor, according to reports, at least 10 children are trafficked into the United Kingdom every week, from Africa, Eastern Europe, and even Southeast Asia as laborers. Recently, due to the spread of the internet and social media, a pressing concern for the protection of children's rights has become online sexual exploitation. Out of the 122,768 child sexual exploitation offences recorded in England and Wales, 51,672 cases (26%) were online, with most targeting teenagers through apps such as SnapChat and Instagram. Furthermore, since most sex predators often convince their victims of their abuse being a normality for teenagers, there is a certain possibility of unreported cases of exploitation, making the true scale of this issue unknown. Therefore, we propose implementing an easily-accessible hotline for children, alongside integrating curriculums on child labor, and sexual exploitation of children during compulsory education, and the implementation of school counselors within educational facilities in order for children to have easy access to trusted professionals. In conclusion, we aim to protect children's rights from any form of abuse or exploitation through education.

U.S.A

In the U.S.A, it is a big problem that children are facing all kinds of dangers, like abuse, and we can't think about those problems without young marriage and trafficking. Victims of child abuse ratio is eight out of a thousand, in terms of number, there are over 580 thousand. And still, some states are legal to marry if children are under 18 years old. To save children's human rights and education, our country established Child Labor Regulation in Wages and the Fair Labor Standards Act, Child Marriage Prevention Act of 2024, the Trafficking Victims Protection Act, STOP CSRM Acts of 2025... As can be seen from these, it has a lot of laws, and our congress tried to make it effective, by prosecuting child traffickers or engaging in oppressive child labor, of course it has some results, but it's still not effective. It's because we still can't avoid child exploitation, and that is why we think this conversation is important.

Thinking about this agenda, our idea is, not to resolve every child labour. Our understanding is, every child except for working and marriage should be child exploitation. For child workers, it may have been caused by their economic problem, and some government agency couldn't help them. And for marriage, it's better to set which age at which one shouldn't be married at this conference.

Our country and citizens are afraid that children can't exercise their rights by preventing them from their bad environments. Children should be able to use their rights. To save children from something that violates human rights, we require about three more ideas.

First, strengthen support for parents of children. As you know, some of child abuse or other problems are caused by their economic issues. There are two ways of support. For uneconomic support, we could make children, parents, or people who interact with children feel better by counseling. And for economic support, tax cuts,

benefits, and other, we could make their life more comfortable. And from their economic issues better, children don't have to work in a hard environment, trafficked by someone, never used as a child sexual exploitation.

Second, setting a protection system or guideline nationally for the time when children's rights are ripped by someone. Specifically, to clarify standards for child facilities as a national rule, prohibition of coal fields and the use of electrically powered wood working machines, or other work that may harm to health. As we wrote in the first, it should be there to take care of children. We should recognize more about how we should protect children with rights by explicit words.

Third, criminals of child exploitation should be arrested by cooperating overseas. Recently, the internet has become common, and child exploitation has become one. And it shows more people could be victims, and their damage could be spread easily. It is necessary to share perpetrator internationally not with the agency.

(削除)

Uzbekistan

ウズベキスタンでは、2005年のアンディジャン事件など影響で政情不安が問題視されたいた時期もあったが、現在は比較的治安は安定している。

ウズベキスタンでは長期にわたり綿花栽培における児童労働が問題視され、国際人権団体による不買運動なども発生していた。しかし、ILOによる綿花収穫における児童労働のモニタリングなどの成果により、児童労働の状況が徐々に改善され、現在、政府の把握可能な限りでは児童労働には完全に終止符が打たれた形となっている。

また、今後の対応としてウズベキスタン政府は原綿の代わりに数百万人により高給の仕事と相当の輸出収入を生み出す潜在力を秘めた繊維や衣料品の輸出国になる戦略を立てており、これらの取り組みが実を結べば、児童労働が再発する可能性は極めて低い。

児童婚についてもほぼ事例がない状況だが、ごく稀にイスラム教徒の結婚式であるニカを18歳未満で行い、法的に登録されないまま結婚と言うケースも存在する。

児童売春・性的搾取に関しての国内の事例も極めて少ないと言える。

ここからはウズベキスタンが提案する政策についての説明をする。

まず、一番大事にしたいのが、国際的に人身取引や児童搾取の定義を決めることである。これは国際的にどの基準から取り締まりを行うかを判断するものである。また、本人の同意の有無にかかわらず、18歳未満への過剰な労働の強制や人身取引は厳しく処罰する刑法を制定するように各国に要請したい。

加えて、グルーミングに子どもが巻き込まれないよう学校などで教育したり、早期妊娠は母体や子どもに健康被害の可能性があるなどというリスクについてもレクチャーする機会を設けるようにしたい。また、子供だけではなく大人に対しても「教育より結婚の方が家族の安定」などと信じる層へ意識啓発活動も行いたい。

さらに、ウズベキスタンは発展途上国の中では中立的な立場にあるが、先進国からの金銭的支援を受けて、より国家の安全性を高めていきたい。具体的には、助けが必要な子どもたちのためのコールセンターを設置したり、商業的・非商業的に限らず性的搾取を受けている子どもが避難できるシェルターを作りたい。根本的に児童婚や児童労働をなくすためにはまず貧困に対する処置を行うのが大切なため貧困から抜け出すためのシステムを作る技術的支援や金銭的支援が必要である。児童婚や児童労働から抜け出せないままの人たちの生活保護や精神的サポートのための後方支援を強化したい。

最後に、国境をまたぐ人身取引については、出身国、中継国、到着国が連携して対応することを目標にし、到着国の保護・送還については主に到着国が主導、被害者のその後のケアは出身国が主に行うことを目指したい。加えて、企業側の責任としては人権デュ

一デリジェンスの啓発・導入を各国の企業に強く奨励したい。

Yemen

イエメンでは 2015 年の紛争激化以降、児童労働・児童搾取が深刻化している。ユニセフによれば約 50 万人が中退し、就学していない子どもは 200 万人を超える。教師の約 4 分の 3 が給与未払いの状態にあり、2500 校以上が紛争により閉鎖・損傷・軍事利用され、安全面の不安から通学できない子どもも多い。この結果、貧困下にある家庭では子どもが労働に従事せざるを得ず、搾取のリスクが高まっている。また 2015 年以降、少なくとも 2419 人の児童が徴兵されている。児童婚も深刻で、女性の 52% が 18 歳未満、14% が 15 歳未満で結婚しており、ジェンダー差別的な法制度や社会慣習が背景にある。さらに貧困、栄養不良、水・衛生環境の欠如が、児童の性的搾取や早期結婚を助長している。一方でイエメンは児童の権利条約や CEDAW を批准し、2030 年までに児童婚根絶を約束しており、国際社会と連携した改善が求められている。

以上を踏まえて、イエメン大使として児童に関する諸問題に対し、各国の主権や文化的背景を尊重しつつ、国際社会と協調して実行可能な対策を提案する。まず児童労働について、農作業などの家族の手伝いが児童労働に該当するか否かの判断が国や地域によって異なる点が課題である。そのため、家事の手伝いと家事労働を明確に区別し、作業内容、年齢、労働時間、収益の有無と規模といった客観的基準を国際的に共有する枠組みを提案する。これにより、伝統や価値観を尊重しながらも、過度な労働や搾取から児童を保護することが可能となる。子役についても、文化・芸術活動としての側面を認めつつ、労働時間の上限設定や収益管理の制限を設け、教育を優先させる制度の導入を促す。

次に、児童婚および児童の性的搾取は、ジェンダー差別や社会的慣習によって助長されてきた。これに対し、成人年齢を明確化し、結婚最低年齢を各國が法的に定めることを国際社会に呼びかける。同時に、本人の同意が真に自由意思に基づくものかを慎重に判断する仕組みが不可欠である。近年深刻化する SNS を介した見えにくい性的搾取に対しては、民間企業との連携を強化し、SNS 利用に関する国際的ガイドラインの策定を提案する。

さらに、紛争地域における児童の徴兵問題について、出生登録や出征記録を国家が一元管理する統一システムの導入を支援し、年齢詐称による徴兵を防止することを提案する。また、既婚男性が成人と見なされる慣習により 18 歳未満が戦闘に参加している現状を認識した上で、国際基準に沿った成人年齢の設定を段階的に進めることを提案する。これらの対策を通じ、児童の権利保護と地域社会の安定を両立させることを目指す。

我が国はいまだに多くの問題を抱えています。そのため、他国と協力しながらこの問題の解決に就てめていきたいと考えている。

Zimbabwe

ジンバブエでは、家庭の生計を支えるために、児童労働が一般的な慣習として長年にわたり存在してきた背景があり、子どもの約 6 人に 1 人が労働に従事しているとも言われています。初等教育の就学率は 9 割を超えており一方で、貧困や早すぎる結婚、親が教育の必要性を感じていない等の理由から、年齢が上がるにつれて中途退学率が高くなっているという課題もあります。さらに、就学できた場合であっても、子どもの人数に対して教師や教室が不足しており、地域によっては、教育を受ける環境が十分に整っていないことも課題となっています。また、我が国は児童婚も児童の性的搾取も人身取引も依然として完全には防ぎきれていない現状があります。特に児童婚については、処女性を重視する価値観や宗教的慣習が一因として挙げられています。しかしながら

ら、これらの問題に共通する最も根本的な要因は貧困です。自国は、これらをいずれも法律で禁止しています。しかし、家庭が経済的に困難な状況で子どもが教育を受けられないことに起因する児童婚や、自己の生存手段としての児童の性的搾取、児童労働や児童の性的搾取のために行われる人身取引など、依然として防ぎきれていないのが現実です。我が国はこの状況を極めて深刻に受け止めており、本会議において、以下のことを提案します。

自国は子どもの搾取をなくすことに注力し、自国、ひいては世界の子どもの権利の促進をしていこうと考えています。今回の会議で目指すべき最低限の会議成果は『「児童労働、児童婚の減少」と「児童買春・性的搾取、児童の人身取引の防止」の重要性を確認し、これらに対する具体的なアプローチを国際社会全体で共有すること』です。子どもたちが搾取される理由として、第1に貧困であること、第2に社会による事態の監視・把握が足りていないこと、第3に子どもの出生登録がされていないために保護や支援が受けられないこと、第4に人々の価値観や習慣と国や国際社会の方向性に隔たりがあることが挙げられます。これらを解消していくために自国は第1の政策として「子どもたちを教育などの手段で支援し、貧困をなくすための金銭援助」、第2に「児童労働や児童の人身取引などの監視を強化すること、及びこれらの実態を年齢や発生場所などを具体的にUNICEFなどの国際機関に報告すること」、第3に「全ての子どもが出生登録できるように働きかけること」、第4に「子どもの搾取の危険性や子どもの権利の重要性を人々が共有できる具体的な策を講じること」を提案します。